様式第六（第44条第２項関係）（令元経産令31・令２経産令92・一部改正）

鉱山労働者代表の選任（又は変更）届

年　　月　　日

産業保安監督部長　殿

鉱山労働者名

鉱山保安法第31条第１項の規定により、鉱山労働者代表について、次のとおり届け出ます。

１．鉱山名

２．選任（又は変更）した代表者の氏名

３．選任（又は変更）年月日

４．選任（又は変更）した代表者の役職名

５．前任者がいる場合にはその氏名

備考⑴　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

⑵　届出を行う鉱山労働者は任意の者とし、鉱業権者を経由して届け出ること。